

平成 28 年度 公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

水質保全研究助成 の対象研究を募集します

目的

当機構が実施する調査研究と相まって、水質保全の課題解明や対策手法等の研究を助成し、琵琶湖・淀川流域の水質保全の課題解決に資することを目的とします。

助成対象研究

当機構の指定する研究分野に関する研究に対して、助成を行います。

- (1) 琵琶湖・淀川流域における微量汚染物質・病原性微生物の動態把握・影響評価・制御技術に関する研究
微量汚染物質（PPCPs、有機フッ素化合物、消毒副生成物前駆体他）や病原性微生物（病原性ウイルス、細菌、原虫他）の水・底質系での挙動把握、包括的影響評価、削減技術等に関する研究を対象
- (2) 琵琶湖・淀川における流域水環境管理のための水質指標とその監視・解析評価に関する研究
水質汚濁・汚染に関係する指標（難分解性有機物他）、気候変動が及ぼす水質影響に関係する指標など、琵琶湖・淀川流域を視野に入れた水質監視・観測手法や評価手法に関する研究を対象
- (3) 琵琶湖・淀川流域における閉鎖性水域の富栄養化・底質改善に関する研究
富栄養化や異臭味の発生、難分解性有機物、底泥からの栄養塩・金属類の溶出など、閉鎖性水域（湖沼やダム湖他）が抱える課題の解決に資する水質評価・改善に関する研究を対象

助成対象団体

次のいずれかに該当する団体を助成対象とします。

- (1) 大学または大学付属の研究機関
- (2) その他の研究機関等（営利を目的としない、特殊法人、公益法人、公共機関等に所属する場合に限ります）

助成金額

1件についての助成限度額は年度当たり 80 万円です。ただし、研究の内容が本助成の目的である琵琶湖・淀川流域の水質保全の課題解決に特に効果があり、社会的な貢献度が高いと機構が認めた場合は、限度額を年度当たり 200 万円とする場合があります。

助成期間

交付決定の通知日から平成 29 年 3 月 15 日までとします。

申請および交付決定は単年度ごとに行います。ただし、研究内容により 1 年以上の実施期間が必要であると機構が認めた場合は、原則として 2 年間（最長 3 年）の助成期間とすることができますが、次年度以降に募集要領に従い、申請に際して、必要書類の提出が必要です。

応募方法

指定の様式に必要事項を記入の上、下記まで郵送またはメールで応募してください。

〒540-0008 大阪市中央区大手前 1 丁目 2 番 15 号 大手前センタービル 4 階

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構 総務企画部

電話：06-6920-3035

E-mail: hozenkiko@byq.or.jp

応募受付期間

平成 28 年 1 月 7 日（木）から平成 28 年 2 月 25 日（木）必着

※詳しくは、機構ホームページ（<http://www.byq.or.jp/josei/index.html>）をご覧ください。